

特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 国際交流の会とよなかと称し、以下「当会」という。

当会の英文法人名は、Toyonaka International Friendship Association (TIFA)とする。

(事務所)

第2条 当会は、事務所を大阪府豊中市におく。

(目的)

第3条 当会は、民族、宗教、国籍、文化など多様な背景を持つ人たちと共に生きやすい社会の実現を図るため、多文化を持つ人たちが活躍できる事業・海外支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 当会は前条の目的を達成するため、国際協力の活動を行う。

(事業の種類)

第5条 当会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 海外協力活動
2. 留学生・在住外国人の支援・協力活動
3. 国際理解のための講座等の企画・運営・講師紹介事業
4. 国際理解・協力に関する調査・研究、通訳・翻訳事業
5. 国際交流活動
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 当会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同して入会し、活動する個人
- (2) 賛助会員 当会の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

理事長は、正会員、賛助会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費およびその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 当会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事、監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、当会を代表し、その業務を統括する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (2) 当会の財産の状況を監査する。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、当会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
- (5) 理事の業務執行の状況又は当会の財産状況について、理事に意見を述べる。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えられなければならない。

(1) 職務の遂行にたえられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 当会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決等)

第33条 理事会における議決事項は、理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 当会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記録された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(事業計画及び予算)

第37条 当会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることが出来る。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を経なければならない。

(長期借入金)

第41条 当会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 当会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備え置き)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 当会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- (残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第9章 雑則

(公告)

第48条 当会の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当会の成立の日から施行する。
- 2 当会の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - (1) 正会員 入会金 2,000 円 年会費 6,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 1 回 2,000 円
- 3 当会の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。
 - (1) 理事長 葛 西 芙 紗
 - (2) 副理事長 大 矢 悦
 - (3) 理事 雨 森 孝 悦 鵜 川 ま き
KANG NERIZA SARMIENTO 石 墨 方 子
 - (4) 監事 山 本 瑞 枝 松 野 久 子
- 4 当会の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 当会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 27 年 3 月 27 日）から施行する。